



個人番号カードの交付は、はがきでお知らせします

個人番号カード受け取りの手順



① 交付の準備ができた方から、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が、申請者のご自宅に届きます。

② 必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書(はがき)に記載された期限までに、記載された交付場所にご本人がお越しください。
※15歳未満の方または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

③ 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、カードが受け取れます。
※暗証番号はお越しになる前に予め考えておいてください。



申し込みを受け付けた順に、個人番号カードの交付をしています。

お手元に交付通知書(はがき)が届きましたら、下記の必要な持ち物をご持参の上、市役所総合窓口課までお越しください。(交付通知書は、順次総合窓口課から郵送されます。)

※ご本人が病気、身体の障害その他やむをえない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合は、総合窓口課にご連絡ください。

必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)
- 通知カード
- 本人確認書類
(15歳未満の方または成年被後見人同行する法定代理人も同様に必要)
- 代理権の確認書類
(15歳未満の方または成年被後見人の法定代理人のみ)
- 住民基本台帳カード
(お持ちの方のみ)

① 次のうち1点

住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

② ①をお持ちでない方は「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点

(例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

戸籍謄本その他の資格を証明する書類

(ただし、「本籍地が市区町村の区域内である場合」または「本人が15歳未満の方で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要)

個人番号カードは、マイナンバーを証明するなど大切なカードですので、その受け取りについては、必要書類をはじめ厳格な手続きとなります。ご理解、ご協力をお願いします。



個人番号カード交付の際に、暗証番号の設定が必要になりますのでご準備ください。

暗証番号

- ① 「署名用の電子証明書」の暗証番号
- ② 「利用者証明用の電子証明書」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号

英数字6文字以上16文字以下で設定できます
英字は大文字のA～Zまで、数字は0～9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。

数字4桁です

②③④は同じものとすることができます。

問い合わせ

- ◆ 個人番号カード・通知カードの受け取りに関して
…市総合窓口課 ☎ 内線1624、1625
- ◆ マイナンバー制度に関して… ☎ 0120-95-0178(無料)
マイナンバー
受付時間：平日午前9時30分～午後10時、
土・日・祝日午前9時30分～午後5時30分



市役所に返戻された、マイナンバー通知カードの保管期限が迫っています。

市役所に返戻された通知カードの保管期限は、原則として平成28年3月末までです。それ以降は廃棄され、再発行は有料(500円)となりますので、お早めのお受け取りをお願いします。

